

エコアクション21

環境経営レポート

活動期間：令和5年4月～令和6年3月

 夏目電気工業株式会社

作成日：2024年7月31日

更新日：2024年9月18日

目次

1. 環境経営方針	1
2. 事業概要	2～3
3. 対象範囲	4
4. 環境経営目標	5
5. 環境活動計画	6
6. 結果と評価	7～9
7. その他環境への取組	10～11
8. 環境活動計画次年度の取組	12
9. 環境関連法規等の遵守状況と違反、訴訟の有無	13
10. 代表者による全体評価と見直し・指示	14

1. 環境経営方針

夏目電気工業株式会社はすべての事業活動の中で、環境に与える主要な影響を積極的に改善することによって、人類の重要課題である環境問題に積極的に関与し、緑豊かな地球の維持に全社員一丸となって取り組むと共に地域社会に貢献致します。

環境方針は全ての従業員に周知徹底する。

【行動指針】

- (1) 事務所や工事現場において、省エネ・省資源活動を推進し二酸化炭素の排出削減に努める。
- (2) 廃棄物は分別を行い、4R（Refuse, Reduce, Reuse, Recycle）に取り組み、削減に努める。
- (3) 環境に関する法令・規制・協定を遵守する。
- (4) 環境経営の継続的改善を誓約する。

制定日： 2007年 7月 1日

改定日： 2023年 9月 19日

夏目電気工業株式会社

代表取締役 夏目 英明

2. 事業概要

2-1. 事業所名及び代表者名

【事業所名】 夏目電気工業株式会社

【代表者名】 夏目 英明

2-2. 創業

昭和24年4月1日

2-3. 事業内容

- ①電気工事、消防施設工事、計装工事
- ②電気、計装用の配電盤・制御盤等の製作
- ③電気工事及び製作物に関する材料・部品の販売
- ④上記の工事および製作物に関するメンテナンスサービス

2-4. 事業規模

2023年度 売上高 20億6808万円

工事件数 1683件 1千万円以上の工事 29件

従業員数 46人

2-5. 建設業許可

●特定建設業

国土交通大臣許可（特一4）第2554号

建設業の種類：電気工事業、管工事業

●一般建設業

国土交通大臣許可（般一4）第2554号

建設業の種類：電気通信工事業、消防施設工事業、
機械器具設置工事業

2. 事業概要

2-6. 営業所、責任者、および所在地

本社

管理部 部長 小谷 悟郎
静岡県静岡市清水区烏坂9-5番地

静岡事業部

清水営業所 所長 殿岡 義也
静岡県静岡市清水区烏坂9-5番地

富士営業所 所長 樋口 峰雄
静岡県富士市前田6-80

袋井営業所 所長 長塚 澄人
静岡県袋井市豊沢1-879-7

(名古屋営業所)
愛知県稲沢市駅前4丁目1-34

関東・北陸事業部

川崎営業所 所長 鈴木 大介
神奈川県川崎市川崎区砂子1-4-2 小島ビル

富山営業所 所長 川西 洋一
富山県高岡市荻布6-01-5
富山県高岡市米島1-061-2

西日本事業部

水島営業所 所長 山口 幸司
岡山県倉敷市連島1-17-28

徳山営業所 所長 岡元 希
山口県周南市速玉町1-18

3. 対象範囲

3-1. 認証登録範囲

夏目電気工業株式会社本社及び全営業所

3-2. 環境管理責任者及び事務局長連絡先

本社・静岡事業部	環境管理責任者	樋口 峰雄（常務取締役）
関東・北陸事業部	環境管理責任者	鈴木 大介（事業部長）
西日本事業部	環境管理責任者	山口 幸司（事業部長）

事務局長 水上明信（管理課長）

TEL: 054-347-1145

FAX: 054-347-5939

3-3. 本活動レポートの対象期間

2023年4月1日 ～ 2024年3月31日

3-4. 認証登録範囲の推移

2008年 本社、清水営業所、富士営業所
2009年 川崎営業所、水島営業所
2010年 認証登録範囲拡大計画の見直し
2011年 袋井・名古屋営業所、富山営業所、
徳山営業所へ拡大準備
2012年 全営業所での取組

4. 環境経営目標

▶ 全社基準値（2015～2017年度の3か年平均）

- 売上 18億3500万円
- 人数 46名
- 二酸化炭素排出量 111,217[kg-CO₂]
 - ・電力使用量 60,327[kWh]
 - ・燃料消費量 33,088[l]
- 廃棄物の排出量
 - ・産業廃棄物排出量 37.26[t]
 - ・紙の使用量 777.7[kg]
- 排水量 273.7[m³]
- 科学物質 適正な使用・維持管理・SDSの入手、管理

▶ 各排出量、排水量等の数値目標は、全社基準値以下とする。

表. 環境経営目標一覧表

環境負荷または取組内容		環境目標(2015年度～2017年度の3年平均)		中期目標			実施部門
番号	項目	取り組み課題	(2015年度～2017年度の3年平均)	第 66期(22年度)	第 67期(23年度)	第 68期(24年度)	
1	二酸化炭素排出量の削減	電力使用量、燃料消費量の削減に取り組む	111,217kg-co ₂ 以下	111,217kg-co ₂ 以下	111,217kg-co ₂ 以下	111,217kg-co ₂ 以下	全社
	①電力使用量の削減	冷房・暖房設定 照明管理	60,327kwh以下	60,327kwh以下	60,327kwh以下	60,327kwh以下	全社
	②燃料消費量削減	無駄に燃料を使用しない	33,088ℓ以下	33,088ℓ以下	33,088ℓ以下	33,088ℓ以下	全社
2	廃棄物の排出量削減	一般廃棄物、産業廃棄物の削減に取り組む 合わせて、紙の使用量削減にも取り組む					全社
	③廃棄物排出量削減	分別処理・再利用	37.2t以下	37.2t以下	37.2t以下	37.2t以下	全社
	④紙の使用量削減	使用時の管理	777.8kg以下	777.7kg以下	777.7kg以下	777.7kg以下	全社
3	排水量の削減	水道の使用量で管理する					全社
	⑤水道使用量削減	使用時の無駄な出しっ放しをしない	273.7m ³ 以下	273.7m ³ 以下	273.7m ³ 以下	273.7m ³ 以下	全社
4	社有車をエコカーに乗り換える	CO ₂ 低排出車を選定する	2台	2台	2台	2台	全社
5	地域の環境保全活動	各地区毎	各地区毎	各地区毎	各地区毎	各地区毎	事業部
6	化学物質の適正な使用・維持管理	活動の記録	活動の記録	活動の記録	活動の記録	活動の記録	事業部
7	パッケージエアコンの自主点検	活動の記録	活動の記録	活動の記録	活動の記録	活動の記録	事業部
8	地区独自の取組	活動の記録	活動の記録	活動の記録	活動の記録	活動の記録	事業部
9	代表者改善指示事項	活動の記録	活動の記録	活動の記録	活動の記録	活動の記録	全社

5. 環境活動計画

5－1. 数値目標達成のための取組

下記の活動テーマについて基準値を下回ること。

1. 二酸化炭素排出量の削減

- ①冷房・暖房温度設定管理、消灯管理により、
電力使用量を削減する。
- ②エコスタート、アイドリングストップの実施、
車両ごとの運転記録管理により、燃料消費量を削減する。
- ③エコカーの導入推進により、燃料消費量の削減を進める。

2. 廃棄物の排出量削減

- ①資源の再利用や廃棄物の分別を徹底して、
廃棄物排出量を削減する。
- ②OA用紙の無駄遣いをなくし、紙の使用量を削減することを
通じて紙ごみの発生を抑える。

3. 排水量の削減

- ①節水に努め、排水量（取組は計測可能な水道使用量）を削減する。
- ②雨水の利用を進める。

5－2. その他環境への取組

- ①社有車をエコカーに導入推進
- ②施工現場における環境活動の計画と実践
- ③地域の環境保全活動の実施
- ④環境記録の保持
- ⑤SDSの入手・管理

6. 結果と評価 ～結果～

実績値が基準値を下回れば目標達成とする。

環境負荷			基準値	実績値	基準値 との比較	達成状況
項目	単位					
二酸化炭素排出量		kg-CO2	111,217	74,767	67%	○
	電力使用量	kWh	60,327	49,009	81%	○
	燃料消費量	リットル	33,088	22,496	68%	○
廃棄物	廃棄物	t	37.257	74.756	201%	×
	紙投入量	k g	777.7	865.9	111%	×
排水量	水道使用量	m³	273.7	199	73%	○

調整後排出係数
(t-CO2/kWh)

東京電力 0.000451

中部電力 0.000382

北陸電力 0.000484

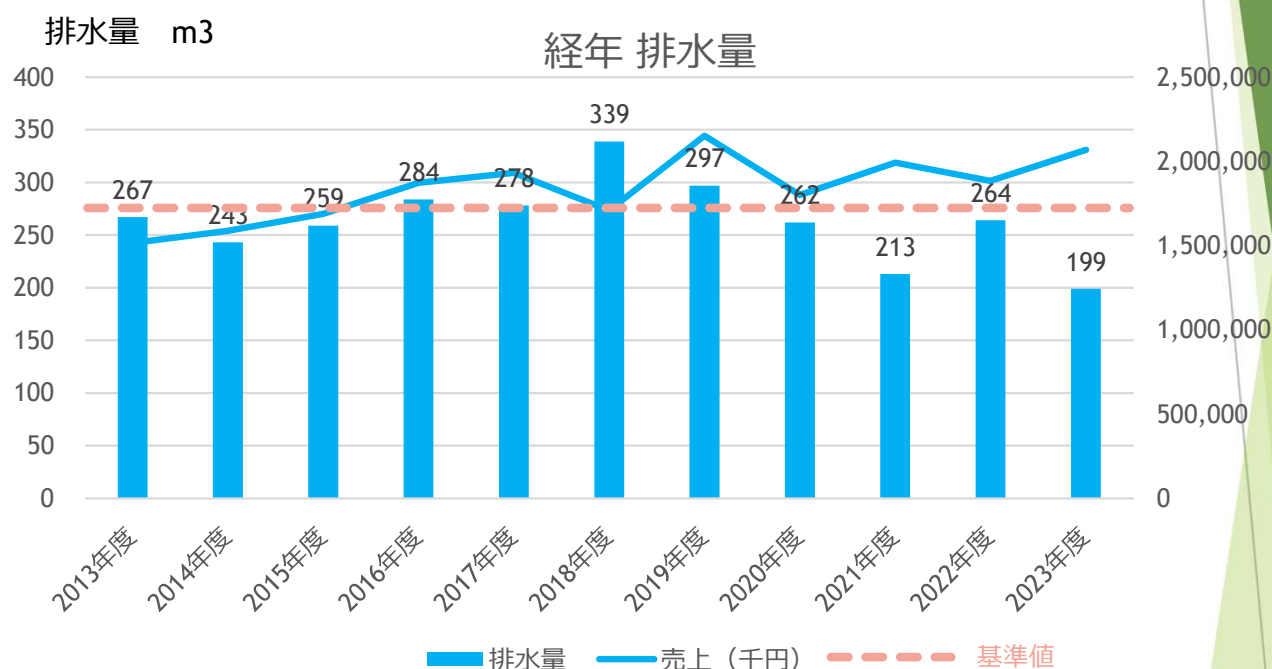
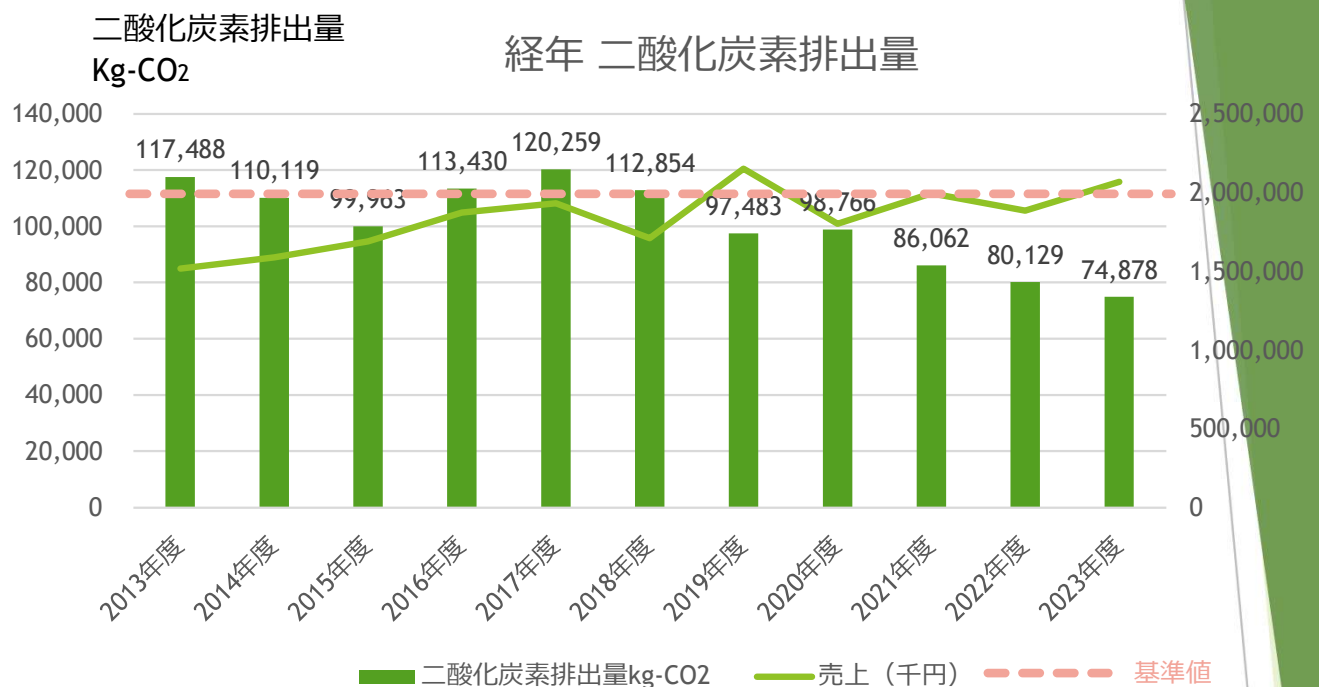
中国電力 0.000536

R05.12.22 環境省資料

6. 結果と評価 ～評価～

二酸化炭素排出量	二酸化炭素の排出量は基準値に対し67%となり、基準値を33%下回ることが出来た。 二酸化炭素排出量の多い化石燃料の使用を減らしたことにより二酸化炭素排出量全体を削減することが出来た。 管理項目毎で見ると、電気使用量は基準値に対し81%となり、基準値を下回ることが出来た。 冷暖房の設定温度管理や、休憩時間の消灯などをおこない引き続き節電を心掛けていきたい。 燃料消費量は基準値に対し68%となり、基準値を大きく下回った。下回った要因として、近隣での仕事の比率が高いことが一番の要因と考えられる。名古屋営業所、徳山営業所は遠方の仕事が多かったがその他の営業所は近隣での仕事が多く抑える事ができた。また、燃費の向上した車への入れ替えが進み、電気自動車を1台導入した事も要因と考えられる。 新型コロナウイルスも5類に引き下げられ、営業活動も活発になっていく中で、遠方の仕事が増えれば基準値を上回ってしまう可能性もある。エコスタート、アイドリングストップの実施などにいままで以上に力をいれ削減に努めていきたい。
廃棄物	廃棄物の排出量は基準値の倍の値となってしまう未達であった。建設業のため、撤去仕事が増加したことに起因している。 また、本社ビル建て替えに伴う廃棄物の処理も要因の一つ。 今年度も、廃棄物の管理においては適切に分別管理され、有価物についても廃棄物の総量として管理されており、廃棄物全体に占める有価物の割合は92%であった。 廃棄物の排出量は多かったが、適切に処理され、リサイクルに回るように努めた。 マニフェストの発行枚数は静岡地区84枚、名古屋10枚、川崎7枚、富山3枚、水島19枚で、年次報告もなされている。 また、継続して分別、削減に努めていく。 今後も購入する材料に気をつけ、工事で出る残材を減らしていく。 紙の使用量は基準値の111%となり、基準値を上回った。 今後は電子化を進め、基準値を下回れるようにしたい。 廃棄物排出量については受注した内容（撤去工事）によるため、会社で出来ることは少ないが、会社で出来る廃棄物の適切な分別管理に引き続き務める。
排水量	水道使用量は、基準値に対し73%。 今年は水害等での余計な水道使用がなかった。 節水表示による意識向上を行っている。 引き続き削減目標である基準値に収まるよう雨水利用などを継続していき節水を心掛けていきたい。

6. 結果と評価 ～考察～



二酸化炭素排出量と排水量の経年変化

廃棄物量は受注した仕事内容の影響が大きいですが、二酸化炭素排出量および排水量は企業努力により抑えやすいため、それぞれの経年変化をグラフ化した。

二酸化炭素排出量の比較では2013年と2023年度を比べみると63%となり取り組みの成果がみてとれる。グラフからも、二酸化炭素排出量は右肩下がりの傾向がみられる。引き続きタイミングを見ながらエコカー導入を進めて行きたい。

新型コロナウイルスが5類に移行したため、徐々に客先への訪問も増えていったが遠方の現場が少なかったため燃料消費量は基準値を下回ることが出来た。

また、今年度は初めて電気自動車への入替も行った。

電力使用量も基準値を下回る事が出来た。

排水量は節水表示による意識向上を行い日ごろの削減の成果があらわれている。

経年の二酸化炭素排出量、排水量およびそれぞれの基準値を見ると、基準値を上回ってしまう年もあったが、ここ4年間は売上が伸びても基準値を下回っており全員の努力が見て取れる。また、基準値は目標値として最適な値であると感じる。

7. その他環境への取組

①社有車をエコカーに導入推進

- 一、新規導入6件(内、電気自動車 1 台)

②施工現場における環境活動の計画と実践

- 一、1 千万以上工事件数 29件

マニフェストによる管理及び廃棄物の適切分別（全体）

マニフェスト発行枚数 123枚

③地域の環境保全活動の実施と記録の保持

- 一、公園清掃活動 3 回継続実施（静岡・袋井地区）
- 一、客先合同清掃活動参加実施（川崎地区）
- 一、営業所における近隣地域のゴミ拾い（富山地区）
- 一、地域清掃活動（水島地区）
- 一、協力会駐車場クリーン作戦参加（徳山地区）



川崎営業所 令和5年11月21日
通勤経路の一斉清掃に参加。
近隣企業と共に清掃を行った。



水島営業所 令和5年12月28日
営業所近くの公園、道路の清掃を行った。
継続して行いたい。

7. その他環境への取組

④環境記録の保持

- 一、環境負荷の数値記録は全社的に実施
- 一、環境活動についての記録保持
- 一、パッケージエアコンの自主点検の実施、記録
- 一、ケーブル投入量の記録
- 一、化学物質使用量の記録（水島・徳山）

⑤その他

- 一、省エネポスターの掲示による啓蒙活動
- 一、雨水の再利用（本社・清水営業所）
- 一、エコキャップ運動の参加（川崎）
- 一、凍結防止用蛇口の設置（富山）
- 一、灯油ストーブの不使用（富山）
- 一、ポリカボードの張付けによる断熱（富山）
- 一、水栓部への節水表示（水島・徳山）



本社・清水営業所

雨水タンクを設置し、普段の花木への水やりに利用している。また、緊急時にもトイレの流水等への利用が可能。



富山営業所

営業所内の蛇口を凍結防止用蛇口へ変更した。これにより、凍結防止のための水の使用量削減が出来た。

8. 環境活動計画次年度の取組

電力使用量削減	目標値：60,327kWh以下 ・冷房、暖房の温度設定管理 ・フィルターの掃除を3ヵ月に一度行う ・消灯管理による、電力使用量削減
燃料消費量削減	目標値：33,088ℓ以下 ・エコスタート、アイドリングストップの実施 ・車両ごとの運転記録管理 ・エコカーの導入推進
産業廃棄物排出量削減	目標値：37.2 t 以下 ・廃棄物は指定された廃棄場所に分別して捨てる ・マニフェストの台帳管理及び分別実施状況を確認する ・マニフェスト年間交付状況の報告を6月末に行う ・廃棄物業者の確認
紙使用量削減	目標値：777.7kg ・OA用紙の無駄遣いをなくす ・社内で使用する書類は可能な限り裏紙を使う
排水量削減	目標値：273.7m³ ・節水に努め、排水量を削減する ・雨水利用を進める
地域環境保全活動への参加	地域社会及び事業所独自の環境保全活動の実施
代表者による見直し・指示事項	「10. 代表者による全体評価と見直し・指示」による

9. 環境関連法規等の遵守状況と違反、訴訟の有無

- ▶ 下記表に従って順守状況を確認した結果、違反はなかった。
- ▶ 過去3年間、法規制違反についての関係機関からの指摘は無く、訴訟についても1件も発生していない。

表. 環境法規制等遵守チェック表

環境法令確認年月日：2024.4.1
1環境管理責任者確認

番号	適用法規制等	法規制内容	確認事項	実施(手続き、遵守事項)
①	環境基本法	環境保全に関する企業としての取り組み姿勢	事業者の責務として	環境負荷を低減する目標に取り組んでいるか
②	循環型社会形成推進基本法	ゴミ排出(①発生抑制②再使用③再生利用④熱回収⑤適正処分)の順での環境負荷低減	事業者の責務として	ゴミの排出時において、左記の優先順位に配慮しているか
③	廃棄物の処理法 令3条の2 12条4項 12条5項 12条の3 同2項 同5項 同6項 12条の2 水銀汚染防止法 第21、22条23条24条	一般廃棄物の焼却処理は、焼却設備、方法が省令で定めるものでなければならない 産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない 発生から最終処分が終了するまで処理が適正に行われるために必要な措置 環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない 管理票の写しを送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない 管理票に関する報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない 特別管理産業廃棄物に係る処理(アスベスト) 水銀使用制限の廃棄物保管・収集運搬・処分の許可業者への委託	焼却処理は 委託先の許可確認は 委託先と契約締結は 契約書は保存は 現地確認は マニフェストの交付は 回収は 保管は 未回収戻り票の報告は 事業所設置届は 管理責任者届出は 排出報告書は 貯蔵および委託 管理責任者は 排出報告書は	野焼き禁止、使用焼却設備が適法(大気、水質、消防等) 収集運搬及び処分業者の許可証の写し 委託契約書の内容確認、(産業廃棄物の種類、性状等) 契約書の5年間保存 現地確認実施 年1回 必要事項の記載 B2,D票90日、E票180日以内 5年間 処置内容等の報告書 6月末 届出書 管理責任者【 】 排出報告書 届出書 管理責任者【 】 排出報告書
④	大気汚染防止法 法21条の2	自動車の運転、使用時は排ガス抑制に努めなければならない	自動車の運転は	排ガス抑制運転の遵守
⑤	水質汚濁防止法 法14条の5	公共用水域の水質の保全を図るため、国等による生活排水対策の実施に協力	排水は	調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正処理の遵守
⑥	浄化槽法 10条 11条	浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃 指定検査機関の行う水質に関する検査	保守点検が行われているか 水質検査が行われているか	汚水処理施設点検報告書 水質検査報告書
⑦	グリーン購入法(環境物質調達推進法)	物品購入時できる限り環境物品等を選択するよう努める	部材の購入時には	環境性に優れたものを優先するよう努めているか
⑧	容器包装リサイクル法 第4条	容器包装廃棄物の排出を抑制、分別収集を促進する	部材の包装材は	より廃棄物を少なくなるような方法(通い箱等)を優先しているか
⑨	家電リサイクル法 6条	エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機のリサイクルに協力する	排出は	小売店へ料金を支払い引き渡す(領収証)
⑩	フロン排出抑制法 19条の3 20条の2 16条	回収依頼書又は委託確認書の交付し保存しなければならない 回収業者が交付する取引証明書の保存 フロンガス漏洩の簡易点検、定期点検	委託確認書、取引証明書は 保存は 委託確認書、取引証明書は 全業務用冷凍空調機器は自主点検	回収依頼書又は委託確認書、取引証明書 回収依頼書又は委託確認書(保存3年)、取引証明書の保存(3年) 委託確認書保存(3年)、取引証明書の保存(3年) 3ヶ月毎自主簡易点検 7.5kW以上3年に1回定期点検
⑪	建設リサイクル法	分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を義務づける。	マニフェストの交付は	必要事項の記載
⑫	資源有効利用促進法 5条	パソコン、小形二次電池のリサイクルに協力する	排出は	パソコン有料回収(領収証)、電池無償(協力小売店リサイクルBOX)
⑬	建築基準法	居室での換気設備の義務、石綿含有建材の使用禁止	工事の実施において	採光や換気箇所を塞がないこと、石渡材料を使用しないこと
⑭	消防法 法3条 令10条の2,3 令36条2項 営業所所在の市条例	火災の予防 150㎡以上の作業場、倉庫:300㎡以上の事業所には消火器を設置しなければならない 少量危険物(指定数量の1/5以上)の貯蔵、取扱は消火器を設置しなければならない 1000㎡以上の倉庫、事業所は消火器の点検をしなければならない 少量危険物(指定数量の1/5以上)の貯蔵、取扱	火気の使用は 設置義務は 設置義務は 点検は 少量危険物の貯蔵、取扱は	火遊び、たき火等の禁止、残り火、火の粉の始末、可燃物の整理除去 消火器 消火器設置 3年に1度の点検と報告(規則31条の6)
	営業所所在の県の環境関連条例	(条例で定められた順守事項)		
	営業所所在の市区町村の環境条例	(条例で定められた順守事項 例えば事業性一般ゴミの排出方法など)		

10.代表者による全体評価と見直し・指示

1・見直し関連情報	項目	確認（必要に応じて評価・コメント）
	ISO14001文書	✓ 記録・文書として作成
	環境経営目標及び目標達成状況	✓ 廃棄物・紙使用量は未達
	環境経営計画及び取組実施状況	✓ 継続して取り組む
	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	✓ 記録に記載
	外部コミュニケーション・対応記録	✓ 特に問題なし
	問題点の是正・予防措置の実施状況	✓ 特に問題なし
	取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	✓ 継続して取り組む
	その他	

2・代表者による全体評価・見直し指示	「二酸化炭素排出量」および「排水量」に関しては、今年も基準値を下回る事が出来た。「二酸化炭素排出量」および「排水量」は、我々の努力で基準値を下回る結果を出す事が出来るようになった。これは、社員一人一人の環境に対する意識が高まり、全員で行動に移していることの表れだと思う。 「廃棄物」に関しては、受けた仕事の内容によってしまうので、我々では如何ともし難いところではあるが、「紙の使用量」は電子化を進めるなどの我々の努力で出来る事があるので、今後も削減に努めて欲しい。 来年度は本社社屋の建て替えを計画しており、新社屋でのエコアクションの結果は再来年には分かると思う。新社屋で進めているライトのLED化、省エネエアコン等の導入でどのような結果になるかが楽しみである。 ただし、現在の社屋より大きな社屋となるので不安もある。 引き続き全員が当事者意識を持ってエコアクションに取り組んでもらいたい。		
	見直し事項	変更の必要性	有の場合の指示事項
	環境経営方針	有・ ☒ 無	
	環境経営目標	有・ ☒ 無	
	環境経営計画	有・ ☒ 無	
	環境に関する組織	有・ ☒ 無	
	その他のシステム要素	有・ ☒ 無	
	その他	有・ ☒ 無	